

ふなばし パートナーシップ 宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは？

様々な理由から生きづらさを感じているパートナー同士が互いの関係性を市に宣誓し、市が宣誓を証明する制度が「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」です。対外的にパートナー関係の理解を得られない場合がある性的少数者の方などに対し、市ではパートナーシップ宣誓制度を通じ、支援を行うことで「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指します。

どんな人が対象になるの？

- 成年に達していること
 - 市民であること、又は転入を予定していること
(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません)
 - 配偶者がいないこと
 - 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
 - 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと
 - 同性カップルの性的少数者の方など、パートナー関係を持ち、共同生活を営むお二人であれば性別は問いません。
- ※ 詳細な手続き方法や必要書類などは市のホームページをご覧ください。



ふなばしパートナーシップ
宣誓制度

ふなばしパートナーシップ宣誓制度 検索

市民・事業者等の皆様へのお願い

本制度の対象となる方々は、「パートナーが病院に搬送された際に病状説明をしてもらえない」「パートナー同士で住宅を借りられない」など、互いの関係性の理解を得られないことで、生活する上での制約や差別を受ける場合があります。

本制度は法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、市といたしましては、宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすい街づくりを進めていきたいと考えています。市民、事業者等の皆様におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

宣誓の流れ・制度イメージ

宣誓の流れ

1

宣誓の事前連絡



事前に市民協働課に電話、メールで連絡をしてください。
(TEL.047-436-2107)
受付時間は、月曜から金曜(祝日、年末年始を除く)の午前9時から午後5時までです。メールは24時間受け付けますが、ご連絡は翌日以降になる場合があります。

2

パートナーシップ宣誓書の提出



- ①調整した日時に必要書類を持って、船橋市男女共同参画センター(FACEビル5階)へお二人でお越しください。(TEL.047-423-0757)
- ②職員が必要書類を確認し、宣誓者が要件に適合するか確認します。
- ③宣誓書を市に提出します。
※宣誓可能時間は月曜から土曜(祝日、年末年始を除く)の午前9時から午後5時までです。

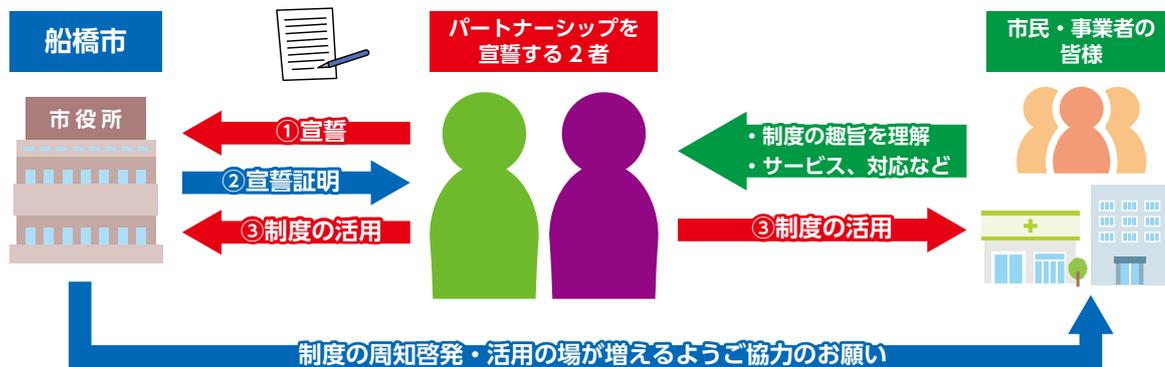
3

宣誓証明書等の交付



宣誓書に不備が無ければ、後日宣誓証明書(A4版)、証明カード(希望者のみ)を交付します。
※宣誓書提出の1週間後を目途に、ご自宅に郵送または男女共同参画センターでお受け取りいただけます。郵送での交付を御希望の方は封筒等をご用意の上、お越しください。(郵送代は宣誓者様にご負担いただきます。送付用の封筒・切手を2通分ご用意ください)

ふなばしパートナーシップ宣誓制度イメージ



その他 宣誓制度の詳細・性的少数者に関する基礎知識

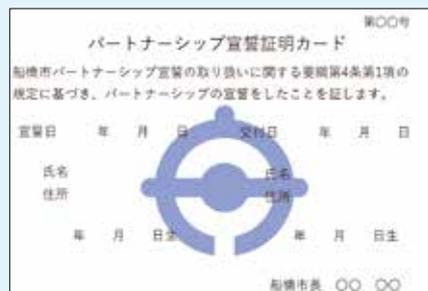


ふなばしパートナーシップ宣誓制度



性的少数者(LGBT)への理解を深めましょう

パートナーシップ宣誓証明カード



お問い合わせ先

船橋市市民生活部市民協働課男女共同参画係 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL : 047-436-2107 Mail : danjo@city.funabashi.lg.jp